

小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画等
策定支援委託事業者選定審査基準

I 審査基準

1 新型インフルエンザ等の感染症分野に関する知識について

本市の地域特性を踏まえた新型インフルエンザ等の感染症に関する施策の現状に対する理解や、国、都などの新型インフルエンザ等の感染症に関する施策に係る政策動向への理解の度合いについて評価する。

2 庁内調査について

令和 8 年度に予定している計画策定に連動し、計画書の質の向上に資する調査票作成への提案がなされているかどうかを評価する。

3 計画策定支援について

小金井市の地域特性や関連計画等が把握され、現在の計画との整合性など、小金井市の実情を捉えた提案となっているかどうかを評価する。

仕様書に提示している業務内容を的確にとらえ、実効性の高い計画となるよう適切な提案がなされているかを評価する。

4 業務スケジュールについて

業務スケジュール及び業務手順・工程は適切に構築されているかを評価する。

5 業務実績について

業務責任者及び事業者の類似業務の受託実績は適当かを評価する。

6 業務体制について

専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制がとられているかどうかを評価する。

7 見積額について

経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているかを評価する。

8 企画提案書について

提案内容は簡潔に表現されているか。図表等を用い視覚的に分かりやすい表現となっているか。計画検討の際にわかりやすい資料作成ができるか。業務を遂行する上で必要と考える点など、独自の提案等 P R ポイントについて提案があるかを評価する。

9 プレゼンテーションについて

企画提案書の内容について分かりやすく説明し、質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているか評価する。また、業務責任者に知識、経験があるか、業務に対する熱意が感じられるかを評価する。

II 審査評価方法

事前に提出される企画提案書等による第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答審査）において、業者選定審査基準に基づき随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

(1) 業務実績について（第一次審査の審査項目 1 1 及び 1 2）

評価点数		評価基準
業務責任者	事業所	
5	5	業務責任者：過去 5 年間に 5 件以上 事業者：過去 5 年間に 9 件以上
4	4	業務責任者：過去 5 年間に 4 件 事業者：過去 5 年間に 7 ～ 8 件
3	3	業務責任者：過去 5 年間に 3 件 事業者：過去 5 年間に 5 ～ 6 件
2	2	業務責任者：過去 5 年間に 2 件 事業者：過去 5 年間に 3 ～ 4 件
1	1	業務責任者：過去 5 年間に 1 件 事業者：過去 5 年間に 1 ～ 2 件

(2) その他（第一次審査の審査項目 1 1 及び 1 2 を除く全て）

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。

2	3	やや劣る	当該要素について、やや劣る部分や問題点があり、時に支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、業務遂行に支障をきたす恐れがある水準である。

※注 第一次審査の審査項目 3、6、13、14 及び第二次審査の審査項目 3、6、11、12 の場合

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

審査委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計し、第一次審査においては、上位 3 者を第一次審査通過者とする。第二次審査においては、最上位となった者を候補者、次点の者を次点者として選定する。総得点が第 1 位又は第 2 位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者又は次点者に選定しないことがある。